

サービスの内容

	種類	内容・手順
1 身体介護型	食事介助	嚥下や水分等に注意しながら介助します 食べ安いに工夫介助します
	入浴介助	身体状況に合わせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、おむつ交換を行います
	口腔ケア	食事口腔等の清潔のためブラッシングを行います
	体位交換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類脱着	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
2 生活援助型	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物代行
	調理	嗜好にあわせ献立を考え、調理し、配膳及び下膳を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカー等寝具の衛生保持
3 通院等乗降介助	車による通院介助	病院に送迎します
4 その他	相談	

利用料金について

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

【料金表】

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
1 身体介護型	2,540 円	4,020 円	5,840 円	6,670 円
2 生活援助型		2,290 円	2,910 円	

3 通院等乗降介助	1回につき 1,000 円
-----------	---------------

4 緊急時訪問介護加算	1,000 円 (お客様の要請により居宅サービス計画にない身体介護を行った場合)
5 訪問介護初回加算	1 月につき 2,000 円

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴力的行為等の事情があり、かつ、お客様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が 2 人で訪問する場合は、2 人分の料金となります。

(1) 介護保険給付対象外サービス

種 類	利 用 料
地域ふれあいサービス	1 時間につき 1200 円
	赴任旅費 1 名 20 円

(3) 交通費

利根沼田において事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(5) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の 2 日前までに連絡があった場合	無 料
----------------------	-----

利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の0%
利用料の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の0%

(6) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに現金でお支払ください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的 『歳を重ねるたびに豊かになる生活』をモットーに「できるだけ自由に遊べる地域サービスの選択肢」の事業を行います。

(2) 運営方針 利用者様の住み慣れたこの家で、この地域で暮らし続けたいという想いを訪問介護員、家族のみなさんとともに、心を一つにして支えていきます。

(3) その他

事 項	内 容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回、技術指導の研修を行っています。
緊急時対応	24時間対応（電話受付）

6 サービス内容に関する苦情等窓口相談

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 後藤 ご利用方法 電話0278-22-0705
当事業所以外の市町村の相談、苦情窓口	各市町村介護福祉関係窓口